

中間前払制度の導入について (令和6年10月より変更)

茨城町では、公共工事の適正な施工の確保と受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図るため、平成28年4月1日以降に建設工事請負契約を締結する案件から中間前払金制度を導入しました。また、令和6年10月より、請求に係る手続きを下記5の通り簡略化いたしましたので、事業者の皆様におかれましては利用のご検討をお願いいたします。

1. 中間前払金とは

建設工事について、当初の前払金（現行：請負金額の4割）に追加して、請負金額の2割以内を前払金する制度です。

2. 中間前払金のメリット

部分払の場合は、出来形検査の実施や出来高検査に係る書類作成が必要であるが、中間前払金の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ受注者の書類作成等にかかる手間と時間が大幅に節約され、部分払と比較して受注者及び発注者双方の事務を簡素化することができる。

3. 中間前払金の対象工事

当初の請負金額が500万円以上の建設工事。（前払金と同条件）

4. 中間前払金を請求できる条件

- ①当初の前払金の支払を受けていること。
- ②工期の2分の1を経過していること。
- ③工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が行われていること。
- ④当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上に相当するものであること。

5. 中間前払金の認定に必要な書類及び事務の流れ

- ①受注者は「**認定請求書（様式第1号）**」に「**工事履行報告書（様式第2号）**」を添えて、工事主管課に提出する。

※工事履行報告書の記入については、申請前に監督職員と協議をすること。〔受注者 → 発注者〕

- ②工事主管課は、申請のあった工事案件が請求の要件を満たしているかを直ちに審査し、「中間前払金認定通知書（様式第3号）」を作成し、受注者に通知する。〔発注者 → 受注者〕
- ③認定を受けた受注者は、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」及び「請求書」を工事主管課に提出する。〔受注者 → 発注者〕
- ④工事主管課は、請求があった日から14日以内に支払う。〔発注者 → 受注者〕

6. 請負金額が変更（増額・減額）された場合

中間前払金の割合は、請負金額の10分の2以内であり、かつ当初の前払金との合計が10分の6を超えられない。

① 変更契約の内容が増額変更の場合

《例》	当初の請負金額	10,800,000 円 (税込)
	増額変更金額	2,160,000 円 (税込)
	変更後の請負金額	12,960,000 円 (税込)
	受領済の前払金額	4,300,000 円
	$12,960,000 \text{ 円} \times 20\% = 2,592,000 \text{ 円} \approx 2,500,000 \text{ 円}$	
	$2,500,000 \text{ 円} + 4,300,000 \text{ 円} = 6,800,000 \text{ 円}$	
	$12,960,000 \text{ 円} \times 60\% = 7,776,000 \text{ 円} \approx 7,700,000 \text{ 円}$	
	$6,800,000 \text{ 円} < 7,700,000 \text{ 円}$	
	中間前払金請求可能額	2,500,000 円 (10 万円未満切り捨て)

この場合、「変更後の請負金額×20%+受領済の前払金の額」が「変更後の請負金額×60%」の額を超えていないため、「変更後の請負金額×20%」が中間前払金の額となる。

② 変更契約の内容が減額変更の場合

《例》	当初の請負金額	10,800,000 円 (税込)
	減額変更金額	1,080,000 円 (税込)
	変更後の請負金額	9,720,000 円 (税込)
	受領済の前払金の額	4,300,000 円 (税込)
	$9,720,000 \text{ 円} \times 20\% = 1,944,000 \text{ 円} \approx 1,900,000 \text{ 円}$	
	$1,900,000 \text{ 円} + 4,300,000 \text{ 円} = 6,200,000 \text{ 円}$	
	$9,720,000 \text{ 円} \times 60\% = 5,832,000 \text{ 円} \approx 5,800,000 \text{ 円}$	
	$6,200,000 \text{ 円} > 5,800,000 \text{ 円}$	
	$5,800,000 \text{ 円} - 4,300,000 \text{ 円} = 1,500,000 \text{ 円}$	
	中間前払金請求可能額	1,500,000 円 (10 万円未満切り捨て)

この場合、「変更後の請負金額×20%+受領済の前払金の額」が「変更後の請負金額×60%」の額を超えているため、「変更後の請負金額×60%-受領済の前払金の額」が中間前払金の額となる。

③ 当初の請負金額が 500 万円未満だった工事については、その後増額変更により請負金額が 500 万円以上となっても中間前払金の対象とはしない。

④ 当初の請負金額が 500 万円以上だった工事が減額変更により請負金額が 500 万円未満となった場合でも中間前払金の対象となる。

7. 変更契約により工期が延長になった場合の要件

変更後の工期（延長後の工期）の 2 分の 1 とする。